

第三十八回 参議院農林水産委員会會議録第三十五号

昭和三十六年四月二十五日(火曜日)

午前十時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤野 繁雄君
理事 秋山俊一郎君
櫻井 志郎君
龜田 得治君
東 隆君
森 八三二君

委員

石谷 憲男君
植垣弥一郎君
河野 謙三君
後藤 義隆君
重政 庸徳君
高橋 衛君
谷口 慶吉君
堀本 宜実君
大河原一三君
北村 暢君
清澤 俊英君
小林 孝平君
棚橋 小虎君
千田 正君
北條 尚八君

國務大臣

農林大臣

周東 英雄君

政府委員

農林政務次官

井原 岸高君

林野庁長官

山崎 齊君

事務局側

常任委員 安永城敏男君
会専門員

説明員

林野庁業務部長 植杉 哲夫君

本日の會議に付した案件

○森林開闢公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○公有林野等官行造林法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

森林開闢公団法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)及び公有林野等官行造林法を廃止する法律案(閣法第四六号)いずれも衆議院送付の二案を一括議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。面案について御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○北村暢君 きょうは一つ分収歩合の問題についてお尋ねいたしますが、分収造林特別措置法による分収歩合の実施の状況はどのようなようになっておるか、これを一つ御説明をいただきたいと思

います。

○政府委員(山崎齊君) 四月十八日にお手元に資料として提出いたしましたお

ます三ページをごらん願いたいと思

います。お手元に配付した一番厚い資料

でございます。三ページの6に「分収

造林分収歩合の実施状況」という表を

作りまして、これは三十三年度に新規

に分収契約を結びましたものの分収率

の状況であるのであります。その1

に、二者契約といたしまして造林者、

土地所有者それぞれの分収割合を掲上

いたしてありますが、造林者の分収割合が八〇%から五〇%の範囲にありま

すし、土地所有者は二〇%から五〇%の範囲にある。この中で造林者が六〇

土地所有者が四〇%というものが、率から

いいますと面積で半数を占めており

ます。また造林者、土地所有者それぞれ

五〇%というものが約三分の一強を

占めておるといふ状態にあるのであり

ます。

それから次の2といたしまして、三

者契約の場合を載せておきましたが、

これは造林者の分収割合が二%、三%、

五%、及び特別のものとして一五%の

ものが一件あるわけでありまして、

費用負担者は四五%から六五%までの

範囲に分収率がある。土地所有者は三

〇%から四五%の範囲内に分収率があ

るといふ状況に相なっておりますのであり

ます。

ものが出てくるのか、その原因について一つ御説明をいただきたいと思

います。

○政府委員(山崎齊君) この五〇%・

五〇%という分収割合がどういふ理由

でこうなったのかという点につきまして

は、われわれの方といたしまして

も、その詳細な理由というものを調査

いたしておるわけではございません。

大体地方々々の事情と申し上げま

すか、そういうものをもとにして現実の

分収造林契約というものが結ばれてお

るわけでありまして、そういう関係か

らこういふ分収契約ができたものであ

りうふに観察いたしておるのであり

ます。

○北村暢君 それでは、この分収造林

法に基づく行政指導としては、地域地

域で結ばれるものであるから、理由が

○政府委員(山崎齊君) 分収造林の特

別措置法というものが成立いたしました

て、この法律自体におきましては、お

話の通り、分収率をどういふようにし

なければいぬという規定は何らな

のであります。指導の観点からいた

しまして、地位中庸というところ

ろにおきましては、造林者の取り分が

大体六〇%、土地所有者の取り分が四

〇%というようものを標準として考

えて適当ではなからうかというように

考えまして、そういうものを基準とし

てやっていきなさいというように指導

いたしておるわけでございます。これ

は地位の変化、あるいは双方におきま

す何と申しますか、土地所有者として

の、どういふように維持、管理等に協

力するかと、いふようなことの両者の話

し合いという余地も多分にここにある

て、造林者と費用負担者の分収割合といふものは、そういう間接費用等も含めた費用の負担の割合というより、なまのをもとにいたしまして、分収率を適切にきめていかなければならないという考え方になってきておるのであります。

○北村暢君 それではですね、部分林契約における分収割合はどのようになっているか、ちょっと御説明をお願いしたい。

○政府委員(山崎賢君) 部分林契約におきまして分収割合は、土地所有者であります国が、最近のものほとんど大部分は三割、造林者が七割という形になっておるようであります。

○北村暢君 学校林等については二官八民、こういう例も部分林にはあるわけでございます。従ってまあ三官七民というのが大部分林の情勢である、これはおっしゃる通りでございます。ところが、これと官行造林の私有林の分収割合、これは政令で六分四分のことでもって、土地所有者が四分、官が六分、こういうことになっておるわけでございますが、これらを勘案いたしますと、先ほど説明のありました分収造林のまあ標準ともいふべき費用負担者、造林者の六分と土地所有者の四分、これは私はやはり官行造林の私有林の六分四分というものが非常に大きな影響をいたしておるのじゃないか、このように思ふのですが、これらの部分林、官行造林、分収造林等の分収割合について、総合的に林野庁では検討されたことがあるのかどうか。先ほど来、分収造林に対してはさしたる行政指導も行なっていないように承るのですが、この分収割合についての、い

ろいろ分収林のあり方によつて違つておるわけなんです、これらの相互関連といふものが、やはり私は十分勘案されなければならぬものでないか。そういう上立つて行政指導というものがなされるべきではないか、このように思ふのですが、これらの点についてどのように考えておられるか。

○政府委員(山崎賢君) 部分林につきましては、国有林という場を提供いたしまして、地元の農山村民の組織する団体と申し上げますが、そういうもの、あるいは市町村というよりなもの、それらの林業を通ずる経済的向上というものを政策的に目標ともいたしまして、この部分林という制度を実施して参つておるのであります。また、官行造林は当初の出発の趣旨からいたしまして、そういう非常に大きい政策的な意味といふものも含めまして出発して参つておるような経緯であるのであります。一般のいわゆる経済的な観点に立ちます、民間同士の自由な形におきます分収造林契約というものは、やや意味もその目的とするところ等も異なつておる面もあるものであります。それらがそれぞれ統一された意味において、単なる分収率というものがどうあるべきかという観点にだけ立つてやられておるといふことではなないといふことは、私たちも認めるのであります。純粹の民間におきます分収造林における分収率というものがどうあるべきかという点につきまして、先生も御存じの通り、この終戦後におきます状況から見ると、賃金の上昇等による費用負担という面の取り分の増大という因子もあるわけでありまして、また、立木価格の非常な高騰によりまして、土地、いわゆる地価といふものにそれが及ぼす影響というふうな点もあるわけでありまして、それらが総合された形におきまして分収率といふことに相なつてくるわけでありまして、それらといふいわゆる関係において問題を考へていかなければならぬといふふうに考えておるのであります。

○北村暢君 特に何伺いたしたいのは、官行造林の私有林の水源地に対する分収割合が六分四分、土地所有者は四分であるわけでありまして、それが普通林における分収造林の標準の分収割合と同じであるというところは、私はやはり水源地ですら、官行造林の場合六分四分であるから、当然普通林においてはそれよりも地価が高くなるということにならざるを得ない。理論的に言つてそういうふうにならざるを得ない。そういうふうな点で、この六分四分といふものがきめられる標準として考へられる。少なくとも、水源地より下らない、こういう考え方から影響しておるんじゃないか、このように思ふのですが、この点はいかがですか。

○政府委員(山崎賢君) 分収造林特別措置法の制定に伴ひまして、当時におきます水源地等を除く一般経済林につきます地価の状況、あるいは造林費の関係等、そういうものを検討いたしまして、先ほど申し上げましたように、地位、地理等が重要なところに、おきましては、大体土地所有者の取り分が四割前後というふうな計数も出たように考へておりました。そういうものを標準として指導していくというところが、この分収造林を進めていく上に

おいて適切じゃないかという考え方に立つたのであります。

○北村暢君 そうしますと、官行造林の私有林の水源地に対する分収割合といふものの影響はないと、こういうふうに判断されておりますか。

○政府委員(山崎賢君) その影響は全然ないというわけには参らぬように思ふのであります。当時のそういう地価、それから造林費、そういうようなものを前提として計算いたしますと、大体こういうところが妥当じゃないかというふうな考え方に立つたのであります。

○北村暢君 衆議院でも、この今おっしゃる山林地代の問題、地価の問題、これが大いふ論議になっておりますが、この山林の地価の問題について、従来高過ぎるというふうな感じは持っております。

○政府委員(山崎賢君) 一般経済林等におきましては、一町歩十萬円、あるいは場所によりまして二十萬円というふうな地価もあるように考へるのであります。が、いわゆる保安林と申しますか、水源涵養等を対象にいたしております保安林につきましては、林野庁といたしまして、昭和二十九年年度から保安林整備臨時措置法で保安林を年々三萬町歩程度買入れいたしておるわけでありまして、そういうものの地価という面から考へてみますと、二萬から二萬五千、あるいは三萬四といふふうなものが大部分のように考へております。そういう点から考へてみますと、非常に地価が高いといふふうな状況ではないように考へております。

○北村暢君 この点は、私は、林業所得の面からいって、基本問題調査会の答申案に基づく資料によりまして出しておりますように、山林所得といふものが非常に、農業と比較して、他産業に匹敵する所得の伸びを示しておる。にかかわらず、山林所得といふものが非常に伸びておるのでございますけれども、それは山林所得の中でも立木価格が非常に高い、こういう結果が出ておるようです。従つて、まあ、山林所得といふのは、立木価格から育林過程における諸経費を引いたものでございまして、これはしばしば指摘をされておるように、山林の労働者の賃金所得といふものは非常に低い、こういう形になっております。育林過程の諸経費のほとんどは賃金所得でございますが、これが非常に低くて立木価格が高い。そのことによつて、山林所得が第二次産業に匹敵するような、第三次産業に匹敵するような所得を上げておる。その場合における労働所得と地代との関係について、基本問題調査会の事務局で試算したところによると、昭和二十六年を一〇〇%として、労働所得が一五〇%であるのに対して、地代が四〇六%になっておる。従つて、この地代は非常に高いわけでございます。従つて、ただいま長官が答弁されました保安林の買上げの地価の問題から比較をして、林業の山林の地代の問題は決して高くない、このように答弁されておることは、いささかふに落ちないのであります。しかも、基本問題調査会においては、今後の日本の林業の発展の上において、この高地代といふものが、非常に大きな林業発展の支障になるということを指摘をいたしておるのであります。従つて、分収造林、官行造林等の問題について、

基本問題調査会の答申がそのようになつておられるので、今後の日本の林業の発展の上において大きな支障を来たすということでもって、官行造林並びに分取造林の分取歩合について、相当検討の余地があるということをご指摘をいたしておるのであります。

○北村暢君 そうしますと、今の御答弁ですと、基本問題調査会の事務局の試算によるものは、こういう大きな地代の値上がりというものはしていないという事でございしますか。

○政府委員(山崎齊君) この計算のもとなつておられますのは、わが国全体としての場合を考えておるようには思ふのであります。この地代の値の中におきます水源林の地代というやうなもの、国有林が年々三万町歩をこす程度のものを買入れて現実にあるわけでありまして、そういう結果から見まして、これにありまふやうな著しい値上がりというものはしていません。いふに考へておるのであります。経済林等におきましては相当大きい値上りが、地代の高上を来たしておるという事は、われわれも認めておるのであります。

○北村暢君 ただいまこの水源林地帯の保安林の買上げというものは、これはまあ団地として比較的まとまつたものではありますけれども、全く国土保全的な観点からして、経済的観念という、まあ地価に該当しないやうなものを買つておるわけでしょう。そういうものの地代というものと、この経済林の地代というものはちろん一緒にならぬ、このように思ふんです。従つて、私はこれを同一して見るという事は妥当ではないんじゃないか、まあそのように思ひます。しかし、この問題はあまり長く続けてもあれですから一応終りますけれども、私はこの官行造林のやうに分取歩合の中の私有林の四分の五というものは、これは水源林であらうけれども、これは水源林として見れば、これはやはり経済林として見れば、これはやはり水源林として見

ての分取歩合にほぼ近い、近いんじゃない、まあ同一のやうな形。これの決定したときのいきさつはどうだかわかりませんが、これは先ほど言つたやうに、他の分取歩合に非常に大きな影響を及ぼしているんじゃないか、このように考へるんですが、この水源林の土地所有者の取り分四分というのには高いとは思ひませんか。

○政府委員(山崎齊君) 四分が、現在の地価あるいは造林費、そういうものの関連においてはまあ高い安いという問題でありまして、これも一がい、やはり高いといふやうにも言い切れなやうにも考へておるのであります。が、われわれがいたしましては、先ほどお話のありましたやうに、地価なら地価といふものがどういふやうな変動をしてきてゐるのか、あるいは造林費がどういふやうな変動をしてゐるのか、そういうやうな点も十分検討をいたしまして、一つのそれぞれの何年かの区切りといふやうなものをおきまして検討をして、変更すべきものは変更するといふやうに考へていくことが、これを推進し、指導していく上から、まあ必要だといふやうに考へてゐるのであります。そういう点は今後とも一つ検討を加えて参りたいといふやうに考へております。

のが勘案されて、この六分四分というものが出てきたのじゃないか。従つてこれはもう経済要素といふものを度外視したこの保護政策といふものが加味せられてゐるのではないかと思ひますが、そういうやうな点は御検討になつたことあるんですか。

○政府委員(山崎齊君) 一般の分取造林等におきましても、現在の制度をいたしまして、国と県で新植に対して四割の補助をいたしてゐるのであります。が、分取造林の場合におきましては、そういうやうな補助はあるべきだといふ前提に立つて分取率といふものも考へるということに相なつてゐるわけでありまして、この官行造林の場合におきましても、初年度の新植につきましては補助があるといふ前提に立つたやうに考へ方をしている、こういうことに相なるのであります。

○北村暢君 あまりはつきりしませんが、これはもう具体的な数字で算式でやらなければならぬという問題でありますから、ここでの議論は置きたいと思ひます。

具体的にお伺ひいたしますが、それは今後の公団の水源造林の場合の分取でございしますが、自治省との了解事項で、土地所有者の分取が五〇%を下らない。まあ下らないといふよりは、標準とする、こういうことでございしますから、土地所有者の分取は五〇%と見ていい、このように思ひます。ところが、一応「水源林のしおり」といふ林野庁から出された宣伝のしおりを見まして、分取歩合は先ほど私が言ひました土地所有者四〇%から三〇%、造林者が二〇%から一〇%、費用負担者が六〇%から四〇%、こういう

ものが一応出ておまして、市町村の場合、土地所有者の取り分が五〇%を標準とするのだ、このやうなことになつておられますが、今度の場合、土地所有者の市町村が造林をやるのが大体二者契約として考へられてゐるケースである。そうしますと、市町村が造林者となる場合の分取歩合は一体どのくらいになるのですか。

○政府委員(山崎齊君) 原則をいたしまして土地所有者としての取り分は市町村におきまして五〇%、造林者としての取り分はそれに加わるわけでありまして、従ひまして、契約の内容にももちろんよるわけでありまして、それに造林者としての取り分、計算上予定しておりますやうな間接費等の負担といふものが、市町村が行なつてくれるという場合には、この五〇%に一〇と二〇といふものがプラスされるといふやうに御了承願ひたい、お含み願ひたいと思ひます。

○北村暢君 そうすると、市町村は土地所有者の分の五〇%と今言つた一〇%、二〇%といふものが分取される、こういう答弁でございしますが、先ほど問題になりました分取造林の特別措置法による造林者の取り分といふのは大体二〇%、五〇%、一五〇%、三〇%と三〇%です、これが圧倒的に多いのであります。分取造林法の造林者の取り分といふのは、法律によるといふと造林者の取り分ができるやうに、費用負担者はあえて造林者の負担する分といふものを見ておるやうです。従つて造林者も分取歩合を取り得る、こういう形を、限度額をきめて造林者に負担をさせて、費用負担者の費用負担も限度をきめておるやうでございします。従つてそ

基本問題調査会の答申がそのようになつておられるので、今後の日本の林業の発展の上において大きな支障を来たすということでもって、官行造林並びに分取造林の分取歩合について、相当検討の余地があるということをご指摘をいたしておるのであります。従つて私はお伺ひしておるのでございしますが、今の答弁ですといふと、地代は決して高いようには思つておられぬ、こういうことよりでございしますが、この点は答申とは食い違つておるわけでありまして、答申は答申にして、長官の意思は意思だ、こういうことであればそれまででございしますが、一体、山林地代の問題について検討をされたの結論として、長官はただいまのやうな答弁をなされておるのかどうなのか、この点御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(山崎齊君) 先ほど申し上げました通り、一般、いわゆる経済林といふやうな地帯におきまふ地代といふものは、十万円あるいは二十万円といふやうに相当の高地代のものが現在出て参つておるといふやうに、われわれも考へておるのであります。が、水源涵養保安林等に対しては、国有林特別会計で二十九年から買上げを実施いたしておるのであります。そういう面から考へますと、この基本問題調査会等でおられておられますやうな、二十九年が率で四〇%、三三〇、それが三十三年度で四〇%、またこれが四、五とさらに高上しているかと思ひますが、そういうふうな大きな差といふものは現実に現れてないものであります。そういう面で、先ほど御説明した次第であります。

いうようなきめ方をしている特別措置法による造林者の取り分が二%から三%が大部分を占めているのに、今度の公団造林法によるのは、費用は一切公団が費用を負担するという事になつてゐるのに、この造林者の取り分である一%二%というものが、土地所有者が造林した場合にこれに加わるという答弁はちよつと私は理解できないのじゃないか。実際にこの二%、一%というものが土地所有者に加算される、加算されるといいますか、造林者の取り分として取られる。こういうことで差しかえさうしませんか。

○政府委員(山崎齊君) この点は造林者がどういふふうな経費を負担するのかがというところに問題点があるわけでありまして、市町村が造林者となりまして、造林者としていろいろな義務が方法書にも書かれておるのではありません。その義務の履行をいたしますために役場の吏員がいろいろな計画のために山の見回りをする、あるいは維持、管理の面で見回りをする、そういうふうないわゆるほんとうの間接的な費用と申し上げますか、そういうものを市町村の吏員等がやつて、その分を市町村が負担してくれるというふうな場合におきまして、この一%、あるいは二%というふうなものが造林者の取り分として出て参るわけでありまして、これも話し合ひによりましてそういうものを市町村に對しまして、どの分は費用負担者が出し、どの分は造林者が出すというふうなそれぞれの話し合ひによりましてこの造林者の取り分というものは変わつて参るわけでありまして、大部分を費用負担者が負担するという事になれば、造林者の取り分は

お話のように二%から三%、非常に少ないものになつてくるということにも相なるのでありまして、その間接的な費用というものは、一体どういふふうなものであるかという詳細につきましては、業務部長から御説明申し上げますと存じます。

○説明員(橋本哲夫君) ただいま長官からお話がございました費用の内容になるわけでございますが、造林者の義務づけを方法書でやつておりますが、これは御承知いたしております。業務に、実施計画の仕事を造林事業を行なう仕事と保護、管理の仕事と、大まかに三つに分かれてあるわけでございますが、そのうちの造林地の保護、管理の仕事、それから事業計画の仕事、そういうものがこの間接費となりまして造林者が負担する分になるわけでありまして、ただ、このうちの保護、管理の仕事として見ておきます造林地の巡守でありますとか、あるいは被害調査でありますとか、あるいは火災警報の見回りでありますとか、そういうものが造林地の保護、管理に入るわけでありまして、この費用はいわゆる費用負担者が全額負担してもいい経費でございますし、あるいは造林者が負担してもいい経費でございます。従いまして、この部分をいづれがどういふふうな負担するのかわかりません。分取歩合に影響してくるわけでございますが、そのほか造林者として事業の計画は、造林者の特長の仕事として事業の計画がございまして、これは現況調査でありますとか、経営計画を立てるとか、あるいは事業の段取りをするとか、事

業を監督するとか、そういうものがございまして、そういうものと、このために必要な連絡事務というふうなものがあるわけでございますが、そういうものはこの造林者の負担なものでございまして、前段で申し上げました造林地の保護、管理というものをかなり大幅に負担しますと、一%ないし二%というふうな歩合に相当するところへ参るものであります。これ費用負担者がほとんど全部をしましうということになりますと、その分取歩合が下がつて参ります。こういうふうな考え方でございます。

○北村暢君 分取歩合が下つてくる、こうおっしゃいます。私は極端に言へば、造林者の行なう植栽、保育、管理、これの経費を公団が全部費用を負担するということになれば、それはまあ精神的な負担はあるかもしれませんが、費用の面でやつた保育管理というもののについては、全部費用負担者が負担するのでありますから、そうすれば取り分はまあゼロに近くなるのじゃないか、こういうふうに思ふのです。仕事はするけれども、やつた場合、そのときどきに賃金なり何なりの形でもらつてしまふのでありますから、そうすれば、造林者のこの分取するところというものは、理由というものはなくなつてしまふのじゃないか、このように思ふのですが、そこら辺のところは、どのように考えておられますか。

○政府委員(山崎齊君) お説の通り先ほど業務部長から御説明いたしましたような経費を、費用負担者が持つという事に相なりますれば、造林者としての取り分はゼロになるという場合も、まあ理屈の上ではあり得る。また

二%とか三%という場合もあるというふうにわれわれは考えているのでありまして、契約のそれは内容によつてきめていくべきものであります。契約内容のいかんにかかわらず一%とか二%をやるという考え方ではないといふふうにお含み願ひたいのであります。

○北村暢君 そうしますとね、あなた方はこのパンフレットを何万部も配布しているのがね。それの中に造林者の取り分が一%から二%といふことをはつきり書いてあるわけなんですよ。そうすると、この造林者の取り分が一%以下といふことは、前の分取造林特別措置法の場合と同じように二%なり三%といふことはあり得るということなんですか。ここでお出ます造林者の一%、二%といふものはそういうふうな、造林者がたまたま努力を働かしてまあ賃金はもらわぬ、こういうふうなことでやれば、これはもう当然取り分というものはふえてくる。そういうものを勘案して二%、一%といふものが出てくるのであるか、一%以下という造林者の取り分というものはあり得る、こういうことなんですか、どうなんですか。

○政府委員(山崎齊君) 先ほど申し上げましたように人夫賃というふうな、いわゆる作業に従事します作業員の賃金等が努力を働かしてというふうなことでやられるというふうなことは、全然予想してないのであります。見回り等の場合に役場の吏員の人がこの見回りをしてもらうとかいふふうな場合にその経費を役場が負担してくれる。と申しますのはその人がたとえば一日かか

れば一日分の給与と申しますか、そういうものを役場が負担してくれるのだというふうなことを前提にいたしましてその一%、二%といふようなものを計算いたしているわけでありまして、そういうものも契約によりまして費用負担者が出して参るということになれば、一%を下るといふことももちろん当然あり得るというふうな考え方であるのであります。

○北村暢君 そうしますと、私は土地所有者が市町村の場合と、個人もしくは会社、まあいわゆる私有的の場合、分けてお尋ねいたしますが、あなた方はこのしおりの中で収益を分け合ふ割合といふことでもって、一律にはきめられないが、大体次のような割合になりますといふ、先ほど申したように造林者の取り分が二%から一%といふことを出してゐるわけなんですよ。そうすると、この私有的場合は造林者の取り分というものはやはり一%以下になることが契約の取りきめ方によつてあり得る、こういうことですか。

○政府委員(山崎齊君) 私所有の場合におきまして、この点は同様であるのであります。

○北村暢君 それではこういう金をかけて標準となるようなもので、国で経費をかけて宣伝をしておる、こういう誤つたものを宣伝をされるということには非常にまずいのではないかと思います。これはぜひいふんばらまいたようでございますが、無責任もなはなはだしいのではないかと、このように思ふられます。これを見ればだれが見たつて非常に簡単にわかりやすく書いてあるのですから、造林者の取り分は一%から二%がこれは一般の例が、こうい

うふうに理解でき、全額費用を負担するような場合には造林者の取り分はゼロに近くなるというふうなことは少しも表われていないのですよ。こういう表現の仕方は、これは悪く言えば国民をだますような結果になる、これは非常に遺憾だと思えますね。

そこで実際に私はお伺いしたいのですが、なぜこのことをやかましく聞くかという、市町村の土地所有者としての取り分が、官行造林でできた割合を標準としていうのですから、同じにする、いわゆる五〇％だと、こういうことをきめずために一般の私有のものとの区別をしているわけです。ところが、大部分市町村が造林者になるために土地所有者の取り分を五〇％ということに保証されながら、実際に造林者としての取り分というものを妥当な取り分でなくして、これを切り下げられるということになると、実際に土地所有者としての方は標準で保証したけれども、造林者としての取り分の方で切り下げられるということになれば、結果的にこれは官行造林と比較して不利になるんじゃないか、こういう心配があるから実はお伺いをいたしておるのではありません。そういう心配はないと、こういうふうに見て差しつかえないですか。

○政府委員(山崎賢君) お話のような心配と申しますか、措置はわれわれとして考えていないのであります。造林者としての取り分というものは、市町村であれ、私有林であれ、その負担の内容においてきめていくということではないかと考えておるのであります。

○北村暢君 その場合に指導として

あ業務方法書その他で将来はつきりするかどうかわかりませんが、この分取歩合についての一応の基準のようなものを出すつもりはあるのですか。分取造林と同じように、これは任意で、契約者同士が勝手にきめればよいと、こういうことになるのですかどうですか。

○政府委員(山崎賢君) 基準と申しますか、大体地価がどういうふうな程度のもので、造林費というものがどういうふうな金額の場合においては、分取率というものはどういう程度のもので、受当ではないかというふうなものを、一つ今後公同等にも示していくようにしなければならぬというふうに考えております。

○北村暢君 私はさっきの問題に返りますが、官行造林と比較をいたしまして、今度の公団の場合、やはり市町村の場合は基本財産の造成ということが一つ大きく目的としてあるわけであり、一つ大きくこれは五分五分の分取で高い地代を認めてもこれはやむを得ない、こういうふうな考えます。それは、市町村財産の造成という特別な目的があるわけであり、高くてもやむを得ない。また、官行造林と比較してそれを下回らないという形において、当然官行造林の場合と比較して、従来は、普通林地に対する官行造林がなされて五分五分であったわけですから、今度の場合も水源林に限定をされております。水源林は普通林地よりも地代が高いというところはあり得ない。絶対に低いに相違ないのであります。しかも、今度の対象地が奥地林で、分散をし、零細化し、非常に一般の林地とは違ひ、こういう所であり

ますから、地代は当然低くなる。従って、土地所有者の分取歩合も低くなる。こう見るべきが妥当である、このように思ふのです。しかしながら、今申したように、市町村の場合は、水源林であっても、これは五分五分でいくべきである。この考え方は、林野庁も自治省に約束した手前、守られることだらうと思ひますが、それはそれでけっこうであるから、一つそれを下らないようにしてもらいたいという考え方と、もう一つ、これは区別して考えなければならぬのは、やはり私有林に対する分取歩合であります。この場合は、普通林地の分取歩合である分取造林特別措置法による従来の分取歩合よりも当然下がるべきじゃないか。土地所有者の取り分というものが低くなければならぬじゃないか、このように思ふのです。そうでない限り、私は、不当に地主に対して有利に見る、こういう結果になるんじゃないかと思ふのですが、私有林の今回の公団造林による分取歩合をどのように考えているか。この点について一つ御答弁を願いたい。

○政府委員(山崎賢君) 官行造林におきまして私有林の土地所有者としての取り分は、いわゆる本州におきましては四割を標準とする、北海道におきましては三割を標準とする、というふうなことになるのであります。今度の措置といたしましては、北海道あるいは本州というふうなことを考えないで、本州におきましては四割から三割というものを標準にしていく。北海道におきましても同様であるのであります。まして、北海道におきましては、もちろん四割というふうなものはほとんど

ろいろと国が指導しております四割という線よりも、むしろ現実には下の方に幅を持たすという考え方に立つておるのであります。

○北村暢君 この点は、今おっしゃっていることは、分取造林の特別措置法による従来の分取歩合の考え方と変わっていないように思ひますが、変わっていないのですか。

○政府委員(山崎賢君) 分取造林におきまして指導の標準といたしましては、土地所有者が四割、北海道では三割というふうなところになっておるのであります。

○北村暢君 先ほど来、この資料に出ておりますように、造林者の六〇、土地所有者の四〇、それから五〇、五〇、しかも六〇、四〇というものが圧倒的に多いわけですね。従来の分取造林の分取歩合はそういう結果が出ておるわけですね。それと比較をして、今度行なう水源林においては、同じ指導のようにな形になるような傾向があるわけなんです。あなたがこの水源林についてはやはり地価は下げるべきだということを言っているけれども、聞いておるのですが、その点はどうかなんです。

○政府委員(山崎賢君) 今お話のありました、提出いたしました資料の三ページにありますが、現在行なわれております分取造林契約は、お話を通り、土地所有者の取り分が四〇、五〇％というふうなものが多いのであります。公団が行なおうといたしております分取造林につきましては、四〇から三〇というものを標準として考えていくわけでありまして、私有林につきまして五〇というふうなものは出てこないというふうなわれわれは考えております。

○北村 實は、この地代の問題が非常に今後の林業の発展のために必要だからしつこくお伺いしておるのですが、私は、この水源林の地価なり土地所有者の取り分というものは、厳密にいつて経済林と比較して、この経済林としての分取歩合というものをきめること自体がちょっと、合理的な地代の計算なんていうことはできないのじゃないか、実はそういう感じを持っています。ですからあなたが普通造林地よりも経済林として見れば地価は低くなるのはあたりまえの話です、これは。だれが計算したって採算の悪いところの地価が高くていいなんていうことはあり得ないわけです。しかも、従来の分取造林と同じような似たり寄つたりの考え方で土地所有者は四〇%から三〇%、前の分取造林のときもやはり指導としては四〇%から三〇%、こういうことを考えておつたんで、内容的には何も変わらないんですよ。それはまあ四〇%から三〇%というのですから、三〇%の方が多くなるか、四〇%の方が多くなるか、それは若干の開きはあるかもしれませんが、しかしこの考え方の中では、私はそういうより三%とか五%の差ではなしに、保安林に該当し、そして造林をした後は保安林に指定される、こういうことで当然施業の制限も受ける。下手をすると切れないで補償をしなけれはならないようなことになるかもしれないような土地すら含んでおるわけですね。その場合経済林としての地価の算定ということが、これは妥当なのかどうなのかということ、そういうところに、昨日私がよく質問をいたしましたように、保安林行政というものと経済

林というものの考え方の整理をしないという、分取の場合は経済的なような考え方で分取をするし、それからまた植えた後は保安林として指定もする。水源林というのは保安林として指定をするわけでしょう。そういう保安林行政と経済林で見ると、分取歩合が一緒くたになつていから、分取歩合というものははっきりしたものが出てこないのじゃないか。そういう混乱が実はあるのじゃないかということ、私はしつこく聞いていっているわけです。従つて経済林で算定のできない要素が出てくるということになれば、これは幾らにきめるかという理論的根拠だの、適正な地代だのというものは計算にならないのじゃないか、こういうふうに思うのですが、その分取歩合をきめた考え方というもののについて、一体どのような考え方であるか、今度行なわれようとする分取歩合をきめようとしていのか、あるいは前の経済林の普通林に対する分取歩合との関連でどのように考えているのか、この点が私は従来と変わった形でやはり算定されるべきは何かの因子というのがあるのじゃないか、このように思うのですが、そういう点は検討されたのですか。

○政府委員(山崎 實) この地価の問題につきましても、先ほどからたびたび申し上げておきます通り、国有林野事業特別会計におきまして、年々三万町歩程度の国有保安林の買入れ等を行なつていられるのでありまして、そういう場合におきます土地の価格評価というものも、二十九年からやつて参つていられるのであります。これの方法といつたしましては、やはり大蔵省の財務局等の評価、そういうものを中心にしたしまして価格の決定というものをやつて参つていられるわけでございます。そういうようなものを申し上げると、もちろんこれは相当奥地の保安林であるのでありまして、地価の幅は高いものになりますと、一町歩五万円、安いものは七、八千円というふうな現状にあるのでありまして、今後この水源地帯の分取造林を行なうにあたりまして、やはり主要な代表的なところを、財務局あるいは必要な場合には不動産研究所というふうなところの第三者評価というものもやつてもらひまして、そういうものを基準にして地代というものをきめていきたい、考えていくというふうな方向をとつていきたいと思つていのであります。

○北村 だいたいの行き方できますと、私はやはり地価というものの算定というものについて、これは農林省としての考え方だ、これは農林省のじゃないか、それは農地の地価の算定の基礎は、低小作料というものを基準にして農地の地価というものが算定されている、こういうことです。従つて土地の収益価格というものからいっても、農地は特別に小作料というものは統制して地価の算定をやつてい、従つて農地は一般の地価よりも非常に低くなつてい、これが実態だろうと思ひ。従つて私は考え方としては、この林業地代というものは、やはりこの林業の方が農業よりも非常に生産性がある、土地収益というものについて生産性が高い、こういう判定はなかなか簡単にいえないと思ひ。従つて今後の林業の発展の上からいつても、高地代というものは林業の発展に非常に大きな支障になるのじゃないか、このように思ひます。

○政府委員(山崎 實) 林業における地価というものを考えていきます場合に、現在農地等とられておりますような考え方を取り入れるべきかどうかという点には、お説の通りいろいろ議論があるところだと考えているのであります。わかれわかれといたしまして、国が二十九年以来買い上げて参つてきておりますこの方法、そういうものも現実の問題としては、大きく地価の問題については考えなければいけない因子であるというふうにも考えておるのであります。地代なり地価という問題は、われわれといたしましては今後もろろ十分に検討いたしまして、これが今後の林業の発展という方向にどういふふうに考えていけば実情に沿うのか、あるいはまたその理論的な考え方だけでは現実の問題というものを解決していきまます場合に非常に大きい混乱と申し上げまますか、ギャップも出てくるわけでありまます。そういう点につきまして、今後十分研究を進めて参りたいというふうに考えております。

○北村 實は、この問題は、今保安林の買い上げをやつておられますけれども、実際問題としてこれは政治的にも動く可能性もあるもので、財務局の不動産部ですとか何かの評定で買つておる、こういうふうなやり方ですけれども、現実の問題として、国有林が保安林として買つたということになると、そこ地の地価がとんでもない石から山の全然公共投資にしても今後マイナスになるような山が地価が上がる。こういう事態が現実にあるわけなんです。従つてこれは大蔵省の査定と許可の範囲で買ひましようけれども、そういうことが現実にあるわけなんです。でありますから、投資をしてマイナスになるような林地、山林といつても木のない石から山ですよ。どっちかといへば、価値のない山ですら金を出して買わなければならぬというふうな状態に今日ある。従つて私は林業関係の地価の問題は、先ほど来非常によく言つていられるように、今後の林業発展の上からいって、非常に大きな問題を含んでいと思ひます。従つてこれは今検討されたいこととさせていただきますから、一つぜひ何かの機会に、まあ今後の林業の基本政策等を検討する機会に、徹底して一つ検討をしていただきたい。これはもう現実には農地の問題との関連からいって考えていただかなければならぬ大きな問題である、このように思ひますので、これは答弁を求めてもし

も、その隣の村にもあるじゃないか、それをつれてきてやったらいいじゃないかというような議論も出てくると思う。だから、決定の上の、いろいろの条項を話し合ひで契約する、決定の上の基本的なものをがつちりしておかんかったら、公団も監督すると言われるけれども、そう子供じやないから、監督もしきれぬものじゃありませんし、また公団自身にすれば、ある程度までの予算というものはあるのですから、これも常識的な予算というものを持つておるだろうから、なるべくそれにはめ込みます、そこで無理が出てくる危険性があるもので、あらかじめそういうものを最もこまかく規定しておくのが一番いいことじゃないか、私はそう思う。

○政府委員(山崎齊君) 従いまして、お説の通り契約に際しましては、市町村が責任を持つて造林をするということに相なりますと、その市町村としては、やはり当該市町村のいわゆる地元と申しますか、地元の人等を使つてやるということが、一番理想的なように考えるわけでありまして、少し遠くの労働者が安いからそれを連れてきて働かすというようなことは、やはり町村が造林を行なうという面からいって適当でないというふうに考えますので、そういう点につきましても、公団が町村と契約いたします場合、そういう詳細な点にまで一つ気を配つて、両者で話し合ひ、あるいは必要な契約事項に入れるとか、あるいは覚書にするとかいうふうな措置を講ずるようによい、一つぜひ考えていきたいというふうに考えておられます。

○清澤俊英君 それは、そう考えられ

るのはあたりまえだけれども、世の中のことを實際やつていく上に、そうあたりまえの通りにはいきません。ということとは、かりに山で働いて千五百円もらうんだ、そんなこと全部書いたら税金が違つてくるでしょう。だから、表は六百円から六百円にして、あとは何かの形で実質上は出ておるといふことは始終あるのです、人間のしゃばには、そういう場合に、事實はいろいろ調査からいへば六百円ではないかというところで渡されれば、どうしても人間は集まりませんし、そうなればやはり町村に無理がかかるのじゃないか。だからあらかじめやほりやほりいうものをはつきりさせて、この範囲においてきめるのだというようになりなすれば、できるかできないかというようなことは、町村でも相当考へるだろうと思ふのです。それなしに、常識的なことを言われれば、無理はさせないのだ、きまり切つた話で、無理はさせないのだというところで初めてから契約していったら、契約になりませんこととはわかつておりますから、そういうことでは表面向きはないでしようけれども、實際の運用上そういういろいろな問題が出てくるのじゃないか。だから模範契約のようなものを一応見していただいて、この分はこうなるのだ、あの分はこうなるのだというふうに一応聞かしておいてもらへば、僕らも非常にこのあたりのことにも幸ひするだろうと思ふ。

○政府委員(山崎齊君) 今、お手元に先般資料として提出いたしましたのが業務方法書であります、それにはお説のような点までは、はつきりもあら

といたしましてはお話のような点を間違ひなく一つやり、市町村等に予想もしない経済的な負担がかからないというふうな点を十分留意してやるように、公団等に正式な文書等をもつて十分指導していきたい、こういうふうに思ひます。

○清澤俊英君 だからその考え方の基本のものをだけをこの箇条に書いてもいいんだから、一つ見してもらいたい、そういうことなんです。それ、できま

○政府委員(山崎齊君) 業務方法書が一応できておる段階であるのでありまして、その点につきましては、そういう点も十分留意したものを一つ作りまして、模範契約例にそれを載せますかどうかは、今後検討しなければいけないと思ひますが、あるいは市町村との覚書というふうなものでそれをやつていくかという点を検討して、はつきりさすようにしていきたいと思ひます。

○清澤俊英君 その次に、私のところなどは豪雪地帯であります。長官も知つておられると思うのですが、植林等にはいろいろ特殊な技術的なものが要するのじゃないかと思ふ、私はあまり詳しいことは知りませんが、十日町の林業試験場などに行きまして、ある一つの段階をつけて、木を植えるとか何とかいうようないろいろな方法が考えられておる。そうしますと、地形、土質、風向きあるいは山の形によりますなだれというふうなものも、非常な錯綜した技術が必要になつてくるのじゃないかと思ひます。これはひとりわれわれの地方ばかりでなく、そういうものが相当必要な地区も広くあると思ふ。そういうこまかいことが

やれる技術者というものが、大体今のところ、あなた方の手元以外にそうたくさんごつておるのですか。

○政府委員(山崎齊君) 今お説の点、新潟等の積雪地帯におきましては、まあいろいろの階段工という方法、あるいはそういうことを通常必要としなくとも、一般のところの手入れというふうなものほかに、いわゆる雪おろし事業というものが要するというに相なつてくるわけでありまして、そういうものは公団として十分に經費というこ

とで見込んでいかなければならぬというふうに思つておるのでありますが、今の技術者の点につきましては、それぞれわれわれ、公団といつたしましても、いわゆる北陸あるいは新潟とかいふ方面の積雪地帯における造林というものを担当してやつて参りましたような職員も、やはり公団で入れて使つていくという点を考へておるわけであり

ます。そういう点は遺憾のないようにやつていけるといふふうに考へております。

○清澤俊英君 だから、それはそういう技術家を公団に入れる、入れなければならぬに違ひないでしよう。もちろん入れるに違ひないけれども、そういう者がたくさんそれほど技術者がごろごろそこらにころがつてゐるわけではあるまいと思ふのだ。そういう者をどうして集めて、どうしてやらせるつもりですか。

○政府委員(山崎齊君) これのまあ公団としては指導その他をやるわけでありまして、御存じのように積雪地帯におきまして造林につきましては、県等にも大ぜい職員がおるわけでありまして、営林局等にももちろんそういうこ

とを担当した職員等が大ぜいおるわけでありまして、そういう者も充當していくという点を考へております。

○清澤俊英君 そういうときにいわゆる頼託となるのですか。

○政府委員(山崎齊君) 公団自体の正式の職員としても入れるわけでありまして、技術的なそういう指導の場合には、県のそういういわゆる改良指導員というふうな人も、技術的な援助として、そういうものを仰いでやつていくというふうに進んでいきたいと思ひます。

○北村暢君 あと私は、もう時間が時間のようですから、一、二点だけとめてお伺ひいたしますが、先ほど来山林地代の問題等についていろいろ質疑をいたしましたのでございますが、なかなか明確な答弁をいただいております。そこで、基本問題の答申案によりまして、やはり林業経営の上における、しかも大規模の階層的林業経営、これがまあ財産保持的な運用が強いためにいわゆる節伐をする。そのことがひいては木材の価格の値上がりになり、木材の価格の値上がりというところが地代の高騰を招いておる。こういうような因果関係で、山林地代の増高というものが林業経営の高度化には阻害要因である、こういうことで地代の問題を考へなければならぬ、こういうことが言われてゐるわけですが、特に今後における分取造林という形を考へましても、もまた山林地主の持つてゐるところに分取造林としていわゆる小作的な形で分取造林をやつていく、こういう場合に地代が高いというところと造林意欲というものは当然出てこない。従つて部分林等において、国有地にお

いて農山村民が造林をする場合には、国の地代としての取り分が二分もしくは三分である。こういうふうに非常に低い地代を取っておく。と同様に農山村民が造林意欲を持つという場合、大山林地主の土地に対して造林を行なうという場合、地代が高ければ、これはいわゆる造林意欲というものは生まれにくいのである。そういうふうな点からいって、妥当な地代水準というものを決定するというのが、今後におけるいわゆる家族経営的な林業といふものを拡大し、林業を高度化していくという面について、きわめて重大なことである。こういうことが指摘をされているわけなのであります。従って、私は先ほど来分収歩合について、公団の行なう今後の公団造林の分収歩合といふものについても、従来の分収造林特別措置法による分収造林並びに官行造林といふものの経験の中から、今度の公団造林は新たな角度から分収歩合といふものを考えるべきではなかったかといふことを実は言いたいために、実は先ほど来しつこく聞いておったのであります。こういうふうな点からいまして、一体この基本問題の山林地代に対する考え方というものは、今後政府はいかように対処されようとしているのか、この点を一つ最後に伺いたいとおきたいと思ひます。

○政府委員(山崎齊君) 基本問題調査会におきまして、山林の地代、地価といふようなものをどういふように考えるべきかといふことは二、三回にわたって相当議論をされたところであります。まず、ばく然と申し上げますと、抽象的にやはりそういうふうに見るべきではなからうかというふうな結論が、委員の先生方の間に出了たように考えておるのであります。先ほど来先生からたびたびお話のありますように、この地代、地価といふものにつきましましては、非常にまあむずかしい、また定説的なものもまだ出ていないといふような段階にあるのであります。われわれといたしましては、関係のやうい何と申しますか、この地代のこういう問題についてのエキスパートの方々並びに林野庁自体といたしましては、それらの方々の協力を得まして、地代のあり方という点を一つ早急に結論を出すように進めていかなければならぬといふように考えておる次第であります。

○北村暢君 ただいまの答弁では、私はちよつと納得しかねるのであります。基本問題調査会にそういうふうな意見が出たという程度ではなくして、はっきりと答申案には、こういう山林地代の増高といふものは林業経営の高度化の阻害要因となつていふといふことを、はつきり指摘してゐるのです。従つて、現在までの官行造林なり、分収造林なりのこういうふうなことの経験の中から、基本問題調査会の答申は、明らかに現在の山林地代といふものは高いといふことがやはりはつきりと述べられておると思ひますね、でありますから、これを引き下げる具体的なやうな施策といふものが私は必要だ、政策としてはこれを引き下げる施策といふものが必要である、このように実は考えておるのでございます。従つて、これから検討されるのはけつこうでございますが、基本問題調査会では、おぼろげながら結論を出している

れは昨日あなたの答弁では、昭和三十四年以降は、この私有林の水源地については、保安施設事業ですね、これはもうストップなんだ。そして、あけて官行造林、今度は公団の事業、こういうことになつていくわけだ、こういう説明があつたわけなんです。それはその通りなんです。

○政府委員(山崎齊君) この地代が現実の問題として適正であるかどうかといふ点につきましては、お話のようになつて、幾つかの見解もあるように思ひます。現在の割合におきまして、木材の資源と需給の関係、それからまた値上げの問題、こういうふうな点から考えまして、お話のように、地代、地価といふものが特に一般経済林等につきましては、ここ十年來相当なテンポで上がつてきたといふことは、われわれも十分承知いたしておるのであります。これをどういふ程度まで引き下げた方がいいのか、あるいは現状よりもこれが高上しないような措置といふようなものがそこにとり得られるのかといふふうな問題につきましては、今後林業といふものを進展させ、経営を適正に行なっていくという面から、非常に重要な問題であることはお説の通りであります。われわれといたしましては、そういう点につきまして十分な検討を加えて、具体的にどういふふうにしていくかといふ点を見出し、それを施策として打ち出していくといふことにしなければならぬといふふうに考えておるのであります。

○北村暢君 最後に私は、この今度の公団による分収造林といふものの分収歩合の決定にあつては、少なくともこの基本問題調査会の答申案に基づく検討が加えられたものじゃない。従来の分収造林といふものの分収歩合といふものと、しかもこれが普通林であるのに対して、今後の対象が奥地林の、きわめて不便な水源地である、しかも保安林である、こういうところの分収歩合とほとんど差のないような考え方で今度の分収歩合といふものが考えられてゐるというところには、私は答申案の趣旨といふものは、何ら検討されずにこの今度の公団造林の分収歩合といふものが考えられてゐるということについて、きわめてこれは遺憾であるといふことだけははつきりしておきたいと思ひます。これは意見ですから答弁は要りません。

○亀田得治君 きのうの委員会終了後、ちよつと理事会で多少問題になつた点があるので確かめておきたい。それは昨日あなたの答弁では、昭和三十四年以降は、この私有林の水源地については、保安施設事業ですね、これはもうストップなんだ。そして、あけて官行造林、今度は公団の事業、こういうことになつていくわけだ、こういう説明があつたわけなんです。それはその通りなんです。

わるような、やはりそこに保全上の心配のない経営と申しますか、そういうものをやるんだということでありますならば、これはわれわれとして保安林行政という上から見ても支障がないということにも相なるのであります。

われわれといたしましては、要は、この計画しておりますものを、所有者の方々にこの制度、その結果、そういうものを十分に話し合ひ、協力の必要があれば協力をも得まして造林をやっていくということを進めて参りたい。そうすれば、現在の見直し、調査の見直しから申し上げますと、二十三万二千町歩というものは十分やっていけるという考え方をしておるのであります。

○亀田得治君 まあ、そういうふうに見直しをしても、現実の山ということとを頭に描いて考えますと、ものの見方はいろいろあるし、また、理屈のつけようはいろいろあるわけだ。だから、そういうことですから、あなたの方でこれは造林すべきものだといふふうに考えたところで、これもまた、何かしゃあっと線を引いたようににはつきりとした理路整然たる根拠を示すわけにもいくもんじゃありません。おそろくまあ、そういう場所もあるでしょうが、そうでないところもあるでしょう。そうすると、役所はそうおっしゃるけれども、いや、私は別にそういうふうには考えません、こう言っておつたら、せつかく、森林法が保安林といふことを非常に重視して組み立てられたこの体系というものが若干でもひびが入ってくる。そんなことを私はもうことさらに、あなたの方の政策としてとるといふのは、ちよつと解せない

わけです。そういう余地を残すでしょう、がんばつておる場合。あなたは、それを今二つの理由をおあげになつたんですけれども、いずれの理由にしろ、私はそういうふうには考えない、こう言へば、それきりなんだ。どうですか、その辺、ちよつと検討する余地があるのじゃないですか。せつかく、法律がこういふふうにあるわけなんですから、きのうは、私は、法律がたな上げされるのはけしからぬじゃないかという立場で聞いたわけだ。森林法の改正をしないで、實際上、私有地についての水源林の保安施設というものを、もう事実上眼を閉してしまふというの、極端にいへば法律違反じゃないかというふうにも申し上げたわけですが、しかし、こういうふうにあるわけですから、そういう話のつかぬところについては、やはり森林法を生かしていくんだというところの方が、むしろ正しいのじゃないかと思ひますが、何で公団なら公団に全部それを持つていかなければならぬか。しかも、公団は、いろいろ審議の過程でも現われているように、官行造林なら、まだ私は官自体が責任を持つてやるのですから、たとい、相手方が契約でやるのだとしても、実績もあり得るし、そんなに、私は、官行造林にだけ全部切りかえたというなら穴があくというふうなことはあるいは考えられぬかもしれない。ところが、これは公団でも、民間の株式会社によつて毛の生えたようなもの、見ようによつては、ただ役所の認可とか、そういう関係があるといふだけで、主体はあくまでも民間でいいから、そこに不安を持つ人もあるだろうし、いろいろの関係で契約

できないようなものがあつちこち残つた場合に、そんなたぐひな公団だけでいくというふうな考え方は、私は訂正すべきだと思うのです。どうなんでしょうか、納得いくように説明をして下さい。委員の中でも疑問を持つておられる方がほかにもあるわけでは

○政府委員(山崎實君) 二十三万二千町歩の計画予定地は、今までも御説明申し上げました通り、無立木地あるいは散生地というふうな、現在のまま放置いたしましたも、その生産性というものは、極端にいへばもう零だといふふうな場所を対象にして造林をしよ

うというふうな考えでおるわけでありまして、その場所に分収造林という形によりまして、造林費、あるいは、そのあとの保護、維持、管理等につきましても経済的な心配がないということに造林ができるというところに相なるわけでありまして、また、このそれぞれの造林をいたしました実績というものを、現われてくるわけでありまして、そのういう土地に對しまして、この制度の趣旨とするところ、あるいはまた、周辺の場所におきます成果というふうなものも現われて参るといふことに相なりますれば、そういう地帯に對しまして造林をこゝういふ制度でやつていこうというふうになるというふうな、私たちは期待いたしております。また、それぞ

れぞれ果等の機関、機構を通じて調査を進めて参つておる経緯から申し上げまして、予定のものは十分にこゝういふ制度によつてやつていけるというふうな

に考えておるのであります。まあお話しのような、何と申しますか、理屈でない線が出てくるというふうなことは

はないというふうな考えております。○亀田得治君 そんな、やつぱりゆとりを持たして僕は扱つてもらつた方がいいと思ふんだが、その二十三万町歩ですか、それは一筆ずつ今わかつておるわけじゃないんでしょ。一筆ずつわかつておるんですか。そこだけちよつと。

○政府委員(山崎實君) 県におきましてそれぞれの場所というものを調査し、何件でなんぼというところに相なつておるわけでありまして。

○亀田得治君 わかつておる。そうすると、あなたの方じゃ、絶対そういう造林すべき水源林で穴はあかない、こ

うおつしやるわけだからね。ところが、その契約ができないで穴があちこちにあいたら、それはあなたの責任になるわけですよ。それが一筆ずつわかつておらないでばく然とやるとるんだと、突きとめようがないわけだがね。だから、これはもう少し先になつてから、そういう穴があいたかあかぬか、一つ調べて、そのかわりあつちこつちぼつぽつあいておつたら、これはあなた、責任とらぬといかぬ。そのときは長官やつておらぬかもしれぬけれども。(笑聲)

○政府委員(山崎實君) 二十三万町歩を九千年でせひとも植えようというふうなことを考えておるわけでありまして、それがどうしてもできぬという個所が出れば、今御説明したところは誤りだといふことに相なるわけでありまして、そのときは林野庁としてやはり見直しを誤つていたといふ、こゝういふ責任はあるといふことで考えなさいかぬと思ひます。まあ私個人の問題としてでなしに考えなさいかぬと思ひます。

○清澤俊英君 最後に。どうもこないだから氣になつてゐるのは、三十六年から官行造林が伐期が来てかかるというのでしょ。そういうものを切つていくといふんですね。これはもう現行法からいつてもかまわれないんでしょ。官行造林というものを続けるという

○政府委員(山崎實君) 大正九年から始まりましたものが大体まあ十一年から現実に植えられましたので、四十年という伐期がくるわけでありまして、古いものから順々に切るといふ形になつてくると思ひます。

○清澤俊英君 私の聞いてゐるのは、その切つたものを、あとを、官行造林でやるとかなんといふことはまだきまつていないのでしょ、法律的に言へば。切つてそれで終わりのものですか。

○政府委員(山崎實君) 今までも御説明いたしておりますように、昭和三十一年度に法律改正をいたしまして、水源林も官行造林でできるといふことになつてゐるわけでありまして、それまではいわゆる水源林といふものに対するその官行造林による造林は、全然なかつたわけでありまして、大正十一年から昭和三十一年度までに植えられたものは、全部いわゆる一般普通造林と申しますか、経済林であるわけでありまして、その切つたあとに對しまして、また官行造林で造林するといふことは、まあ当初から予想はしてゐなかつた、こゝういふ経緯であります。

○清澤俊英君 そういう部分がこれから十一年のうちに相當量ふえるだろうと思ふんです。これはあつた水源林に該当するところは一つもないのですか。

○政府委員(山崎實君) 今までも御説明いたしておりますように、昭和三十一年度に法律改正をいたしまして、水源林も官行造林でできるといふことになつてゐるわけでありまして、それまではいわゆる水源林といふものに対するその官行造林による造林は、全然なかつたわけでありまして、大正十一年から昭和三十一年度までに植えられたものは、全部いわゆる一般普通造林と申しますか、経済林であるわけでありまして、その切つたあとに對しまして、また官行造林で造林するといふことは、まあ当初から予想はしてゐなかつた、こゝういふ経緯であります。

二十三方町歩の中へ入っていますか。

○政府委員(山崎君) それは今お話ししました通り、昭和三十一年までは水源林というものは官行造林の対象にしないということ、水源林じゃないところを植えてきたわけでありまして、今年度から主伐するところには水源林は入らないということになるのであります。その跡地の造林につきましても、地元のみあ町村等が入った金を使うとか、あるいは補助金をもらうとか、農林漁業金融公庫の長期据え置き融資を使うとかという方法で造林をしていただくというふうに考えております。

○委員(藤野繁雄君) ここでしばらく休憩し、午後二時から再開いたします。

午後三時十五分開会

○委員長(藤野繁雄君) 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、森林開発公団法の一部を改正する法律案(園法第四五号)及び公有林野等官行造林法を廃止する法律案(園法第四六号)、いずれも衆議院送付、の二案を一括議題といたします。

この際、御参考までに申し上げます。ただいま議題になっております林業関係法律案に関連して、今国会中に、四月二十一日までに、十二件、九百六十七の請願が付託されておりますが、これらの請願については、後日、日をあらためて審査を行なうことにいたします。

両案に対する質疑は尽きたものと認め

めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(藤野繁雄君) 御異議ないと認めます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記を始め

それでは、これより両案を一括討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○亀田得治君 日本社会党を代表して、両案に反対をいたします。

理由の若干について申し上げます。

第一は、官行造林を廃止しなければならぬ、そういう積極的な理由というものが、審議の過程からしても発見されないという点であります。発見されないだけではない、反対に、ぜひ官行造林を続けてもらいたい、こういう要求を、私たちはたくさん市町村から受けておるわけでありまして、そういう要求を退けてまで官行造林をやめていく、こういう理由はどうしても納得がいかないわけでありまして、提案者の説明では、今後対象地が小さくなった、あるいは分散する、こういうふうなことも言われるわけですが、そのこと自体が官行造林を廃止しなければならぬということに直には結びつかない。むしろ、そういう所はなかなか仕事のしにくい水源林であろうと私たち想像するわけですが、そういうむずかしい所にこそ、今まで地元から非常に喜ばれ信用されておるこの国の技術、これを生かしてやっていくべきものではないかと、逆にむしろ考えることもできるわけです。

第二は、公団側の受け入れの態勢、これもいろいろな角度から詳細な質疑があつたわけですが、私たちは非常な不安を持つわけでありまして、公団の方にあっては、こういう造林ということについては、全く経験がない。従つて、たとえ水源林造成についての契約を結ぶ、こういう段階においてすら、地方の府県の職員の援助を事実上求めていく、そうしなければ実際に契約すらからぬわけですから、当然私は公団がやろうとすればそういうことになるやうに思う。あるいはきょうも積雪地帯などについての質問が清澤委員からありましたが、そういう特殊なところについては、官林署の技術者などの援助も求めるというふうな回答もあるわけですが、そういうふうにして府県なりあるいは林野庁の技術の一部借りなればできない、こういう頼りない態勢にあるものであれば、何も公団に特にやらす必要はない。それらの技術を現に持つておるその林野庁自体がむしろやっていくのが筋合ひだ。いやしくも今までともかく林野庁が仕事をやっていて、それを切りかえるのだという以上は、その事業の主体が今までよりももっと信用があるもの、そういうものでなければいけないと思ひます。そういう面は審議の過程においても、公団側から私は感じ取つておらないわけでありまして、これが反対の第二の理由であります。

それから第三点はこの法案の出し方といひます。こういう点に私たちは大きな不満を持っております。この法案が関係者の十分な納得もいかにままだに突如としてきた感じを与えてお

る。それからまた、法案の施行の期日ですが、今年四月一日からとこういうふうになつておる。既契約分については影響がないように法案ではなつておりますが、しかし、実際の行政指導としては法案成立前に既契約分についてこの四月一日以降公団に行政指導で切りかえさしていく、こういうふうな動きがあつたこともこれは事実なんです。私は長年一つの型を持つてつとやられてきた事業を、どうしても切りかえなければならぬという合理的な根拠が出てきたとしても、それを切りかえるためには、今回おとりになつたやうなやり方は、はなはだ私は軽率であると思ひます。もつとそこに一定の猶予期間を置くなり、そういう措置がなければ、非常な無理、混乱というものが起こると思ひます。幸い衆議院で法案が慎重に審議された結果といひました、事実上そういう点についての無理というものが多少訂正された点は、私は非常にけっこうであるかと思ひますが、ともかく当初のそういう計画というものは、そういう点で非常に無理があつたといふことを申し上げておかなければいけないと思ひます。

それから第四点、この法案を出すにあたりまして、当然市町村の財産なり、そういう点に關係がありますから、農林省と自治省との折衝があつたわけでございますが、その結果例の了解事項というものが両者の間でできております。これはどう考えても法案を、何とか自治省の了解を得たいという気持があるために、大事な問題について非常に不明朗な形で農林省側としての約束を与えておる、こういう感じがするわけでありまして、これもたびた

び審議された点であります。基本問題調査会の答申なり、あるいは部落有林野対策協議会の答申、こういうものが部落有林等について出ているわけですが、政府としてはこれらの答申に拘束されるものではないでしようが、しかし、みずから作つた調査会、それがいろいろ勉強されて出している、これは正規の答申であるわけですから、その答申の中で指摘されている問題点についての最終的な政府としての検討なり、結論が出ておらない。そういう際には、少なくともそういう答申の線とは矛盾しないやうなことでなければ、事前

に他省との間で了解を与えたり約束をするといふことは、やはり問題があらうと思ひます。農林大臣は決して心配は要らない、ケース・バイ・ケースでやっていけば、決して矛盾は起こらないのだ、こういうふうなことで逃げておりますが、これはだれが考えても、これは法案を通したいあまりに、そういう答申案の精神というものを若干無視しながら目をつぶつておる、そういうふうな印象を与えておるわけです。こういうことははなはだ遺憾であると思ひます。やはりそういう問題もあるわけですから、林業の基本的な問題をさらに検討して、全体としての政策が確立してくるその一環、その中でやはり官行造林の問題についても結論を出していけば、そういう不自然なものは出てこなかつたであらうと思ひます。そういう点もはなはだ遺憾であります。まあ、いろいろ反対の論議を申し上げたい点はたくさんあるわけですが、以上四点だけを申し上げまして討論といたします。

○櫻井志郎君 私は自由民主党を代表してたゞいま議題になつております林業関係二法案に關し森林開闢公団法の一部を改正する法律案については原案の通り賛成し、また公有林野等官公造林法を廃止する法律案については次の通り修正を提案し、修正の上賛成するものであります。

修正案を朗読いたします。

公有林野等官行造林法を廃止する法律案に対する修正案

公有林野等官行造林法を廃止する法律案の一部を次のように修正する。

附則中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第四号中「設定」を「設定及び」に改め、「及び公有林野等官行造林法（大正九年法律第七号）第一条の契約」を削る。

ここでその理由を簡単に申し上げます。

大正九年、公有林野官行造林法が制定され、その後改正が加えられて今日に至り、その間において大体予期された成績をおさめ、現在では、主として公有林野等に対する水源林の造成に当たっているのではありませんが、今後における水源林造成事業の実情に照らし、また国有林野事業の推移にかんがみ、これら水源林の造成事業を、今回の森林開闢公団法の一部を改正する法律案によるように、政府の全額出資によって政府にかわつて森林開闢公団をして行なわしめることとするのは納得で

きることであり、この法案については、原案の通り賛成するものであります。

しかし、官行造林法の廃止については、公有林野の造林に關する制度及び施設がだんだん整備された今日において、また国有林野事業が他に多くの職責を担っているとき、かような措置をとることは妥当と考えられるのであります。しかし、新市町村建設促進法との關係を整理するため、公有林野等官行造林法を廃止する法律案を、前に述べましたように一部修正することを提案する次第であります。

最後に付言して一言申し上げておきたいのは、質疑応答の過程において、各委員から熱心に御質疑があり、またたゞいま亀田委員からの反対の御意見等の中にも、私は傾聴すべき点があることを率直に認めなければならぬと思ふのであります。と申しますのは、私がたゞいま提案しました修正案、こ

うりしたことも、やはり政府側における慎重な検討を欠く結果だ、こういうことも率直に言えるのであります。次の通常国会には、森林基本法案とも申しましうか、少なくとも基本問題を扱つた法案が提案されることと予想するのであります。政府はこのたびの提案の際におけるような周到な準備を欠いたといふことのないように、十分なる検討を加えて、今後の林政に処せられることを申し上げまして、私の討論をいたします。

○委員長（藤野繁雄君） 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（藤野繁雄君） 御異議ないと認めます。

それでは、これより順次採決に入ります。まず、森林開闢公団法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を衆議院送付案の通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤野繁雄君） 多数でございます。よつて本案は、多数をもって衆議院送付通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長（藤野繁雄君） 次に、公有林野等官行造林法を廃止する法律案を問題に供します。

まず、討論中にありました櫻井君提出の修正案を採決いたします。櫻井君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤野繁雄君） 多数でございます。よつて櫻井君提出の修正案は可決せられました。

それでは、たゞいま可決されました修正部分を除いた原案全部を採決いたします。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤野繁雄君） 多数でございます。よつて本案は、多数をもって修正すべきものと決定せられました。

この際、委員長及び理事の打合會で協議をいたしました両案に対する附帯決議案を私から提案し、委員各位の御賛同を得たいと存じますが、まず案文を朗読いたします。

附帯決議（案）

両法律案の提案に當つては、充分な準備を欠くうらみがあつて、遺憾とするところである。

今後林業基本対策等の策定に際し特に慎重な用意を尽くすべきである。右決議する。

以上が決議案文でございます。別に御発言もなければ、この附帯決議案を本委員会の決議とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（藤野繁雄君） 御異議ないと認めます。よつてさう決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書その他の手続につきましても、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（藤野繁雄君） 御異議ないと認めます。よつてさう決定いたしました。

農林当局から発言を求められております。この際、発言を許します。

○国務大臣（周東英雄君） たゞいま当委員会においてなされた決議につきましては、十分これを尊重し、將來善処したいと思ひます。

○委員長（藤野繁雄君） 本日はこれをもって散會いたします。

午後三時三十七分散會

第三十一号中正誤

ベシ段 行 誤 正

一三 七 ○委員長 ○委員長
君（藤原繁雄君）（藤野繁雄君）